



平成 21 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 森下仁丹株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 駒村 純一
(コード番号 4524 東証、大証各第 2 部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 武貞 文隆
電 話 番 号 06-6761-1131(代表)

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 21 年 5 月 14 日に開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」に一部訂正事項および誤記がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正箇所

(別紙)のうち「変更定款案」について

訂正前	訂正後
<p>(目的)</p> <p>第 3 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>9. コールセンターの運営及びオペレーターの教育並びにコンサルタント事業</p> <p>(<u>剰余金の配当等</u>)</p> <p>第 49 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 50 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>中間配当</u>を<u>する</u>ことができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 3 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>9. コールセンターの運営及びオペレーターの教育並びにコンサルタント事業</p> <p>(<u>期末配当金</u>)</p> <p>第 49 条 当社は、<u>定時</u>株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を行う。</p> <p>(<u>中間配当金</u>)</p> <p>第 50 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当</u>（以下「<u>中間配当金</u>」という。）を行うことができる。</p>

(訂正の箇所には を付して記載しております)

2. 現行定款の転記相違による誤記について

誤	正
<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 50 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 51 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第 50 条 当社は、定時株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 51 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p>

以上